

麗澤大学学部の教職に関する科目の履修規程

昭和 60 年 4 月 1 日制定
令和 5 年 4 月 1 日全部改正

(目的)

第 1 条 この規程は、麗澤大学学則第 52 条第 4 項の規定に基づき、教育職員免許状取得に必要な単位の履修方法等について定めることを目的とする。

(基礎資格)

第 2 条 教育職員免許状取得の基礎資格は、免許状の種類に応じ、次のとおりとする。

免許状の種類	基礎資格
中学校教諭一種免許状 外国語(英語)	学士の学位を有すること。 (本学の卒業要件を満たすこと。) 介護等体験を済ませていること。
高等学校教諭一種免許状 外国語(英語)	学士の学位を有すること。 (本学の卒業要件を満たすこと。)

(履修科目と修得単位数)

第 3 条 教職免許状の授与資格を取得するためには、教育職員免許法施行規則(昭和 29 年文部省令第 26 号)に定める科目を履修し、単位を修得しなければならない。

2 教育職員免許法施行規則(昭和 29 年文部省令第 26 号)に定める本学の授業科目は次の通りとする。

- (1) 教科および強化の指導法に関する科目及び修得単位数は、別表 1 のとおりとする。
- (2) 教育職員免許法施行細則第 66 条の 6 に定める科目及び修得単位数は、別表 2 のとおりとする。
- (3) 教育の基礎的理解に関する科目及び修得単位数は、別表 3 のとおりとする。
- (4) 大学が独自に設定する科目及び修得単位数は、別表 4 のとおりとする。

(科目等履修生の履修方法)

第 4 条 科目等履修生が、教育職員免許状の取得を目的として、教科に関する科目、教職に関する科目等を履修するときは、第 3 条から第 7 条までに従うものとする。ただし、「教育実習」のみの履修は原則として許可しない。

(単位認定等)

第 5 条 この規程に定めのない履修及び単位認定の方法等については、各学部の「授業科目の履修及び単位認定に関する規程」を準用する。

(事務の所管)

第 6 条 この規程に関する事務は、大学事務局教務国際交流課が所管する。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、大学執行部会議の意見を聴取した後、学長がこれを定める。

附 則

1 この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

2 この規則は、昭和62年4月1日から改定施行する。

3 この規則は、平成元年4月1日から改定施行する。

この規則改定のうち、特に第2条、第4条、第5条及び第6条に規定する国語の免許状に関わるものについては、昭和63年4月1日から平成元年度3月31日までの入学者及び日本語学科転科者にこれを遡って適用する。

4 この規則は、平成2年4月1日から改定施行する。

この規則改定のうち、第4条に規定する教職に関する専門教育科目、第5条に規定する教科に関する専門教育科目、第6条に規定する教科及び教職に関する専門教育科目の最低修得単位数については、平成2年3月31日までの入学者にはこれを適用せず、従前の規則を適用する。

既に教育職員免許状を取得している者が、第8条に規定する聴講生として他の教科の免許状を取得しようとする場合は、第5条及び第6条の規定にかかわらず、従前の教職に関する専門教育科目の授業科目、単位及び最低修得単位数の規程を適用する。ただし、この適用は、平成6年3月31日までとする。

5 この規則は、平成3年4月1日から改定施行する。

第3条ただし書は、平成2年3月31日までの入学者にはこれを適用しない。

平成2年3月31日までの入学者が、平成2年4月1日改定施行前の規則第5条別表2に定める教職に関する専門教育科目(旧課程科目)のうち、次表左欄に掲げる科目を履修するときは、同表右欄に掲げる平成2年4月1日改定施行の規則第5条別表2に定める教職に関する専門教育科目(新課程科目)で代替するものとする。

平成2年4月1日改定施行前の規則第5条別表2に定める教職に関する専門教育科目(旧課程科目)	平成2年4月1日改定施行の規則第5条別表2に定める教職に関する専門教育科目(新課程科目)
教育原理(4単位)	教育原理(2単位) 教育史(2単位)
教育心理学(4単位)	教育心理学(2単位) 教育方法(2単位)
教育行政学(2単位)	教育法規(2単位)

6 この規則は、平成4年4月1日から改定施行する。

7 この規則は、平成8年4月1日から改定施行する。

8 この規則は、平成11年4月1日から改定施行する。

9 この規則は、平成13年4月1日から改定施行する。

10 この規程は、平成14年4月1日から改定施行する。

11 この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から改定施行する。

この規程改定のうち第 3 条に規定する特に必要な科目については平成 14 年度以前の入学者は従前の規程を適用する。ただし、必要な科目を未修得の場合は改定後の規程を適用する。

12 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から改定施行する。

13 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から改定施行する。

14 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から改定施行する。

この規程改定のうち第 3 条に規定する日本国憲法 2 単位については平成 19 年度以前の入学者は従前の規程を適用する。ただし、法学 4 単位(日本国憲法 2 単位)を未修得の場合は改定後の規程を適用する。

15 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から改定施行する。

16 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から改定施行する。

17 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から改定施行する。ただし、第 2 条に規定する免許状の種類のうち情報については、平成 11 年度から平成 23 年度までの入学者に適用する。

18 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から改定施行する。

19 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から改定施行する。

20 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から改定施行する。

21 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から改定施行する。

22 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から改定施行する。

23 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から改定施行する。

24 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から改定施行する。

25 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から改定施行する。

26 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から改定施行する。

27 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から全部改正する。